

この度、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令が公布されましたので、お知らせいたします。

3 文科初第 869 号  
令和 3 年 8 月 23 日

各都道府県教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省初等中等教育局長  
瀧 本 寛

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部改正  
について（通知）

この度、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 38 号。以下「省令」という。）が別紙のとおり公布されました。

この改正は、令和 4 年度から年次進行で、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）の新学習指導要領が実施されることに伴い、「理科教育等設備基準改訂のための検討会」において「今後の理科教育設備整備費補助等の在り方について」（令和 3 年 5 月 24 日。以下「検討会報告」という。）が取りまとめられたことを踏まえ、理科及び数学教育の適切な実施を図るために行うものです。

主な改正内容は下記のとおりですので、十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対し、御周知願います。

## 記

### 1. 省令の主な改正事項について

省令の主な改正事項は、次のとおりです。

- (1) 新学習指導要領に基づく理数教育を確実に実施することができるよう、主体的・

対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進することや、新学習指導要領において学習内容が充実された項目があること、技術の進展等に伴い、一般的と考えられている観察、実験等の方法や設備が変化したこと、学校におけるICT環境の整備が進みつつあること等を踏まえて省令の品目に変更を加えたこと。

- (2) 新学習指導要領を踏まえ、各設備が実際に使用される場面を想定して、省令の各品目の必要数量を再整理したこと。
- (3) 各教科の教育に共通して使用され得る設備については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に基づき、地方財政措置が講じられているところであり、引き続き、関連する制度との組合せによる整備を促進していくこととしたこと。特に、ICTに関連する設備については、関連する制度との関係を踏まえて整備の考え方を整理した上で、省令の品目の見直しを行ったこと。
- (4) その他、別紙のとおり、所要の規定の整備を行ったこと。

## 2. 改正の適用時期について

改正後の省令は、令和4年度分の国庫補助金から適用することとしています。

## 3. 運用面での留意事項について

各設置者及び各学校においては、理科教育等設備の整備に当たり、次の点に御留意願います。

- (1) 各設置者及び各学校においては、競争性の高い契約形態への見直しを進めること、計画的な整備や一括調達等による調達の効率化に努めること、近隣の同一学校種の学校や同一敷地内の異なる学校種の学校との間で整備した設備の共同利用の可能性についても検討していくことなどを通して、計画的・効果的な設備整備に引き続き努めること。加えて、検討会報告において、単価差・性能差が拡大しやすい理科教育等設備について、学習指導要領に基づく指導を行う上で活用することが考えられる場面や標準的に必要と思われる性能に関する参考資料を新たに示していることを踏まえ、各設置者及び各学校においては、これらの資料を参考として、地域や学校、生徒の実態等を踏まえた指導を行う上で必要な性能について検討し、過剰な投資にならないように留意しながら整備を進めること。
- (2) 各設置者及び各学校においては、充実した観察、実験等を安全に行う上で、設備の耐用年数等を確認しながら、修理等の適切な管理を行い、老朽化した理科教育等設備については計画的に廃棄、更新を行っていくこと。

## 4. 理科教育設備整備費等補助金交付要綱及び理科教育等設備台帳作成要領の改正について

今回の省令改正を踏まえ、理科教育設備整備費等補助金交付要綱及び理科教育等設備台帳作成要領の改正を予定しており、9月中に通知する予定です。

**【連絡先】**

(省令の改正について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線2565)

(補助金交付に関する運用について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課庶務・助成係

TEL : 03-5253-4111 (内線2425)

○文部科学省令第三十八号

理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十三日

文部科学大臣 萩生田 光一

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

給 出 率

別表  
第二十一 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	13組
時間測定用具	1組
温度測定用具	2組
電気測定用具	5組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	15組
音の実験用具	39組
光の実験用具	22組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	14組
気体の性質実験用具	3組
電界と電位実験用具	16組
電流と磁界実験用具	29組
電磁誘導と電磁波実験用具	29組
電源・電池実験用具	36組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組

給 出 率

別表  
別表第二十二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	13組
体積測定用具	3組
質量測定用具	17組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	11組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	25組
音の実験用具	16組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	11組
真空実験用具	16組
気体の性質実験用具	3組
電界と電位実験用具	16組
電流と磁界実験用具	29組
電磁誘導と電磁波実験用具	30組
電源・電池実験用具	49組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	11組
物質構成の実験用具	1組

物質の性質実験用具	20組
物質分析の実験用具	18組
顕微鏡	145組
生物生理実験用具	11組
生物培養用具	7組
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	24組
気象観測用具	12組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	14組
[削る]	
環境学習用具	2組
教材製作用具	3組
標本製作用具	5組
加熱器具	14組
定温器	24組
洗浄器具	7組
薬品処理装置	2組
実験支援器具	142組
野外観察調査用具	58組
標本	7組
模型	
物質構造の模型	32組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	2組

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学

物質の性質実験用具	40組
物質分析の実験用具	18組
顕微鏡	171組
生物生理実験用具	22組
生物培養用具	19組
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	7組
天体望遠鏡	24組
気象観測用具	13組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	7組
保管庫	16組
教材提示器具	4組
環境学習用具	2組
教材製作用具	13組
標本製作用具	15組
加熱器具	13組
定温器	26組
洗浄器具	7組
薬品処理装置	2組
実験支援器具	129組
野外観察調査用具	85組
標本	30組
模型	
物質構造の模型	21組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	3組

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学

校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十一 視覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	6組
時間測定用具	1組
温度測定用具	11組
電気測定用具	50組
実験機械器具	
力の実験用具	8組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	8組
音の実験用具	20組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	20組
電磁誘導と電磁波実験用具	13組
電源・電池実験用具	13組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	10組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	29組

校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十一 視覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	3組
体積測定用具	1組
質量測定用具	9組
時間測定用具	1組
温度測定用具	9組
電気測定用具	49組
実験機械器具	
力の実験用具	8組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	9組
音の実験用具	10組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	4組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	13組
電磁誘導と電磁波実験用具	14組
電源・電池実験用具	15組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	10組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	14組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	32組

生物生理実験用具	4組
生物培養用具	7組
地球の学習用具	20組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	12組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	8組
[削る]	
環境学習用具	2組
教材製作用具	3組
標本製作用具	5組
加熱器具	7組
定温器	15組
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	35組
野外観察調査用具	28組
標本	7組
模型	
物質構造の模型	13組
植物の模型	23組
動物発生の模型	14組
人体の模型	60組
地形・地質の模型	2組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

生物生理実験用具	8組
生物培養用具	13組
地球の学習用具	20組
天体観測・学習用具	7組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	13組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	2組
実験観察記録用具	4組
保管庫	6組
教材提示器具	1組
環境学習用具	2組
教材製作用具	6組
標本製作用具	8組
加熱器具	6組
定温器	14組
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	32組
野外観察調査用具	37組
標本	23組
模型	
物質構造の模型	9組
植物の模型	23組
動物発生の模型	14組
人体の模型	69組
地形・地質の模型	3組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。



第二十二 聴覚特別支援学校の高等部の理科のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	5組
時間測定用具	1組
温度測定用具	2組
電気測定用具	5組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	8組
音の実験用具	18組
光の実験用具	15組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	15組
電磁誘導と電磁波実験用具	13組
電源・電池実験用具	13組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	10組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	29組
生物生理実験用具	4組
生物培養用具	7組

別表第二十二 聴覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	6組
体積測定用具	3組
質量測定用具	8組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	8組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	9組
音の実験用具	9組
光の実験用具	15組
熱エネルギー実験用具	4組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	13組
電磁誘導と電磁波実験用具	14組
電源・電池実験用具	15組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	10組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	14組
物質分析の実験用具	11組
顕微鏡	32組
生物生理実験用具	8組
生物培養用具	13組

地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	12組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	8組
[削る]	
環境学習用具	2組
教材製作用具	3組
標本製作用具	5組
加熱器具	7組
定温器	15組
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	35組
野外観察調査用具	28組
標本	7組
模型	
物質構造の模型	9組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	2組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十三 知的特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
-----	-----

地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	7組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	13組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	4組
保管庫	6組
教材提示器具	1組
環境学習用具	2組
教材製作用具	6組
標本製作用具	8組
加熱器具	6組
定温器	14組
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	32組
野外観察調査用具	37組
標本	23組
模型	
物質構造の模型	5組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	3組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十三 知的特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
-----	-----

計量器	長さ測定用具	1組	長さ測定用具	6組
	体積測定用具	1組	体積測定用具	1組
	質量測定用具	1組	質量測定用具	9組
	時間測定用具	1組	時間測定用具	1組
	温度測定用具	1組	温度測定用具	1組
	電気測定用具	1組	電気測定用具	6組
	実験機械器具		実験機械器具	
	力の実験用具	1組	力の実験用具	6組
	物の運動学習セット	1組	物の運動学習セット	1組
	仕事とエネルギー実験用具	1組	仕事とエネルギー実験用具	1組
	仕事とエネルギー体験用具	1組	仕事とエネルギー体験用具	1組
	運動の実験用具	1組	運動の実験用具	13組
	音の実験用具	1組	音の実験用具	9組
	光の実験用具	1組	光の実験用具	8組
	熱エネルギー実験用具	1組	熱エネルギー実験用具	4組
	真空実験用具	1組	真空実験用具	7組
	気体の性質実験用具	1組	気体の性質実験用具	2組
	電界と電位実験用具	1組	電界と電位実験用具	3組
	磁気と磁界実験用具	1組	磁気と磁界実験用具	1組
	電流と磁界実験用具	1組	電流と磁界実験用具	5組
	電磁誘導と電磁波実験用具	1組	電磁誘導と電磁波実験用具	2組
	電源・電池実験用具	4組	電源・電池実験用具	5組
	原子の構成実験用具	1組	原子の構成実験用具	1組
	物質構成の実験用具	1組	物質構成の実験用具	1組
	物質の性質実験用具	1組	物質の性質実験用具	2組
	顕微鏡	26組	顕微鏡	33組
	生物生理実験用具	4組	[新設]	
	生物培養用具	1組	生物培養用具	7組
	地球の学習用具	4組	地球の学習用具	9組
	天体観測・学習用具	7組	天体観測・学習用具	5組

天体望遠鏡	10組
気象観測用具	9組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	2組
[削る]	
環境学習用具	2組
教材製作用具	2組
標本製作用具	1組
定温器	6組
洗浄器具	5組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	8組
人体学習用具	4組
野外観察調査用具	8組
標本	1組
模型	
物質構造の模型	1組
植物の模型	1組
動物発生の模型	1組
人体の模型	6組
地形・地質の模型	3組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十四 肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	

天体望遠鏡	10組
気象観測用具	13組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	2組
実験観察記録用具	2組
保管庫	2組
教材提示器具	1組
環境学習用具	2組
教材製作用具	8組
標本製作用具	8組
定温器	9組
洗浄器具	5組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	23組
人体学習用具	4組
野外観察調査用具	12組
標本	18組
模型	
物質構造の模型	1組
植物の模型	4組
動物発生の模型	5組
人体の模型	12組
地形・地質の模型	3組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十四 肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	

長さ測定用具	2組	長さ測定用具	6組
体積測定用具	3組	体積測定用具	3組
質量測定用具	5組	質量測定用具	8組
時間測定用具	1組	時間測定用具	1組
温度測定用具	2組	温度測定用具	1組
電気測定用具	5組	電気測定用具	9組
実験機械器具		実験機械器具	
力の実験用具	5組	力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組	運動の実験用具	13組
波動の実験用具	8組	波動の実験用具	9組
音の実験用具	18組	音の実験用具	9組
光の実験用具	15組	光の実験用具	15組
熱エネルギー実験用具	2組	熱エネルギー実験用具	4組
真空実験用具	7組	真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組	気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組	電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	15組	電流と磁界実験用具	13組
電磁誘導と電磁波実験用具	13組	電磁誘導と電磁波実験用具	14組
電源・電池実験用具	13組	電源・電池実験用具	15組
電子の性質実験用具	4組	電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組	原子の構成実験用具	10組
物質構成の実験用具	1組	物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	10組	物質の性質実験用具	14組
物質分析の実験用具	10組	物質分析の実験用具	11組
顕微鏡	34組	顕微鏡	39組
生物生理実験用具	4組	生物生理実験用具	8組
生物培養用具	7組	生物培養用具	16組
地球の学習用具	11組	地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	4組	天体観測・学習用具	7組
天体望遠鏡	10組	天体望遠鏡	10組
気象観測用具	12組	気象観測用具	13組

気象の学習用具 岩石・鉱物実験用具 実験観察記録用具 保管庫 [削る] 環境学習用具 教材製作用具 標本製作用具 加熱器具 定温器 洗浄器具 薬品処理装置 実験支援器具 野外観察調査用具 標本 模型 物質構造の模型 植物の模型 動物発生の模型 人体の模型 地形・地質の模型	1組 1組 1組 9組 2組 3組 5組 7組 16組 6組 1組 37組 29組 7組 13組 3組 3組 10組 2組
備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。	
別表第二十五 高等学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目	
提示説明器具 統計概念説明教具 関数概念説明教具 図形の構成説明教具	1組 1組 1組

気象の学習用具 岩石・鉱物実験用具 実験観察記録用具 保管庫 教材提示器具 環境学習用具 教材製作用具 標本製作用具 加熱器具 定温器 洗浄器具 薬品処理装置 実験支援器具 野外観察調査用具 標本 模型 物質構造の模型 植物の模型 動物発生の模型 人体の模型 地形・地質の模型	1組 1組 3組 7組 2組 2組 6組 8組 6組 15組 6組 1組 35組 39組 25組 5組 3組 3組 10組 3組
備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。	
別表第二十五 高等学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目	
提示説明器具 統計概念説明教具 関数概念説明教具 図形の構成説明教具	1組 1組 1組 3組

実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
測量実習学習用具	11組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十六 聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十七 聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

提示説明器具	
品 目	数 量

実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
測量実習学習用具	11組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十六 視覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	3組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	3組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十七 聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

提示説明器具	
品 目	数 量

統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十八 知的特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	2組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	2組
実験実習器具	
確率統計実験用具	3組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十八 知的特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。



量とする。

第二十九 肢体等特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設

備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	4組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

量とする。

別表第二十九 肢体等特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための

設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	4組
実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

標準 表十九 [ ] の設備は別添付。

## 附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）の規定は、令和四年度分の国庫補助金から適用する。
- 2 前項の規定により新令の規定が適用されるまでの高等学校及び特別支援学校の高等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。